明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一三）　二
○都市農業振興基本法（一四）　三
〔政　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（二一六）　三
○外国の国名の表記の整理のための関係政令の一部を改正する政令（二一七）　三
○社会資本整備審議会令の一部を改正する政令（二一八）　三
○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（二一九）　三
〔省　令〕
○外務省組織規則の一部を改正する省令（外務七）　三
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（同八）　三
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（同九）　三
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（同一〇）　三
〔告　示〕
○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件（財務一五〇）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産九二〇、九二一）　三
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業九四）　三
○輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件（同九五）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第一三号）（外務省）

1　在グルジア日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在ジョージア日本国大使館及びジョージアに変更する等の規定の整備を行うこととした。（別表第一及び別表第二関係）

2　在レオン及び在ハンブルクの各日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

3　既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとした。（別表第二関係）

4　この法律は、公布の日から施行することとした。また、この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定は、平成二七年四月一日から適用することとし、この場合において、必要な読替えを行うこととした。ただし、別表第一のうち二　総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行することとした。

◇都市農業振興基本法（法律第一四号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律において「都市農業」とは、市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいうこととした。（第二条関係）

3　基本理念

㈠　都市農業の振興は、都市農業が、これを営む者及びその他の関係者の努力により継続されてきたものであり、その生産活動を通じ、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等農産物の供給の機能以外の多様な機能を果たしていることに鑑み、これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるとともに、そのことにより都市における農地の有効な活用及び適正な保全が図られるよう、積極的に行われなければならないこととした。（第三条第一項関係）

㈡　都市農業の振興は、我が国における少子高齢化の進展及び人口の減少等の状況並びに地球温暖化の防止等の課題に対応した都市の在り方という観点を踏まえ、都市農業の有する機能が適切かつ十分に発揮されることが都市の健全な発展に資するとの認識に立って、土地利用に関する計画の下で、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成に資するよう行われなければならないこととした。（第三条第二項関係）

㈢　都市農業の振興に関する施策については、都市農業を営む者及び都市住民をはじめとする幅広い国民の都市農業の有する機能等についての理解の下に、地域の実情に即して、その推進が図られなければならないこととした。（第三条第三項関係）

4　国の責務

国は、基本理念にのっとり、都市農業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第四条関係）

5　地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、都市農業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第五条関係）

6　都市農業を営む者等の努力

都市農業を営む者及び農業に関する団体は、都市農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとすることとした。（第六条関係）